

津 市 公 報	第 3 2 号 平成 1 9 年 4 月 2 0 日 金 曜 日
目 次	
規 則	
・ 津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則	
告 示	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 固定資産の価格等の決定	
・ 津市下水道排水整備指定工事店の指定	
・ 保管した屋外広告物	
・ 津市美里保健センター運動施設の使用料の徴収事務の委託	
・ 津都市計画の変更	
・ 津市収納代理金融機関の指定の変更	
・ 公示送達	
・ 家畜共済危険段階共済掛金標準率等	
・ 犬登録鑑札交付手数料等の徴収事務の一部委託	
・ 公示送達	
・ 松阪市と津市の間における粗大ごみ処理事務に係る委託の廃止	
・ 平成 1 9 年産の水稲に適用する共済掛金率等	
公 告	
・ 条件付一般競争入札の執行	
・ 条件付一般競争入札の執行	
・ 犬の抑留	
・ 犬の抑留	
・ 津市農用地利用集積計画	
・ 農業振興地域整備計画の変更	
・ 犬の抑留	
選管告示	
・ 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票区の投票管理者の選任	
・ 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任	
・ 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任	
・ 波瀬財産区議会議員選挙における候補者届等の書類の提出場所	
・ 波瀬財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所	
・ 波瀬財産区議会議員選挙における選挙長の行う告示の方法	
・ 波瀬財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	
・ 波瀬財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録	
・ 選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所	
水道告示	
・ 津市水道事業の収納取扱金融機関の指定についての一部変更	
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。	

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 18 号

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走実施規則（平成 18 年津市規則第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「競走の競技に関する事務その他の競走の実施に関する」を「同条第 1 号に規定する」に改める。

第 64 条の次に次の 1 条を加える。

（払戻金）

第 64 条の 2 市は、勝舟投票法の種類ごとに、勝舟投票の的中者に対し、その競走についての勝舟投票券の売上金（勝舟投票券の発売金額から法第 12 条の規定により返還すべき金額を差し引いたもの）の額の 100 分の 75 に相当する金額を当該勝舟に対する各勝舟投票券にあん分して払戻金として交付する。

2 前項の払戻金の額が勝舟投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

3 勝舟投票の的中者がいない場合における売上金は、その金額の 100 分の 75 に相当する金額を、当該競走における勝舟以外の出走したモーターボートに投票した者に対し、各勝舟投票券にあん分して払戻金として交付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第 1 1 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年久居市告示第 4 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

津市森町 1 6 5 番地

地縁団体 森垣内

代表者 谷 井 忠

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変 更 前	牛 場 廣 志 津市森町 1 1 7 番地
	変 更 後	谷 井 忠 津市森町 1 6 5 番地

事務所の所在地	変 更 前	津市森町 1 1 7 番地
	変 更 後	津市森町 1 6 5 番地

3 変更の年月日

平成 1 9 年 2 月 2 5 日

4 変更の理由

代表者の変更及び事務所の所在地変更

津市告示第 1 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 9 年津市告示第 6 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

池田自治会

三重県津市雲出島貫町 1 4 0 1 番地

代表者 齊 藤 桂

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	花 井 美 博 三重県津市雲出島貫町 1 3 4 番地
変更後	齊 藤 桂 三重県津市雲出島貫町 1 2 5 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 1 6 年 2 月 8 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 1 1 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年久居市告示第 4 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

津市久居小野辺町 1 3 1 5 番地 1

小野辺自治会

代表者 信 藤 聿 廣

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変 更 前	信 藤 二 巳 男 久居市小野辺町 1 3 2 1 番地
	変 更 後	信 藤 聿 廣 津市久居小野辺町 1 3 1 5 番地 1

事務所の所在地	変 更 前	久居市小野辺町 1 3 2 1 番地
	変 更 後	津市久居小野町 1 3 1 5 番地 1

3 変更の年月日

平成 1 9 年 1 月 1 4 日

4 変更の理由

代表者の変更及び事務所の所在地変更

津市告示第 1 1 6 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 0 条第 1 項の規定に基づき平成 1 9 年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定によりその旨を告示する。

平成 1 9 年 4 月 2 日

津市長 松 田 直 久

津市告示第 1 1 7 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 4 月 3 日

津市長 松 田 直 久

指定した業者

業 者 名	所 在 地	指 定 期 間
岩間水道	亀山市田茂町 1 2 4 番地	平成 1 9 年 3 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
有限会社西尾管 設備	伊勢市小俣町明野 5 7 6 番地 3	平成 1 9 年 3 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
北川設備	亀山市関町木崎 1 4 0 0 番地	平成 1 9 年 3 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 118 号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量
はり札等 26枚
立看板等 14枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
新町一丁目地内ほか（JR・近鉄津駅周辺及び市道主要幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除去した日
平成19年3月8日から23日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町1185番地1 津市相川建設作業事務所

電話番号 059-235-5655

津市告示 1 1 9 号

津市美里保健センター運動施設の使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 4 月 3 日

津市長 松 田 直 久

名 称	所 在 地
(株)ジャパンスポーツ運営	津市西古河町 4 番 1 2 号

津市告示第 1 2 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 1 9 年 4 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

垂水地区地区計画 明神風早地区地区計画 上野地区地区計画

津都市計画公園

4・4・4 号岩田池公園 4・4・6 号香良洲公園 3・2・7 号神戸公園 3・2・8 号結城公園 3・3・3 1 号本城山青少年公園 3・2・3 2 号千里ヶ丘自然公園 3・3・4 1 号高砂公園 2・2・1 号相生町公園 2・2・2 号愛宕町公園 2・2・9 号塔世公園 2・2・1 0 号榎之下公園 2・2・1 7 号岩田公園 2・2・2 9 号米津公園 2・2・3 2 号ぜにやま公園 2・2・3 3 号東城山公園 2・2・3 4 号西城山公園 2・2・4 0 号結城園公園 2・2・4 2 号半田公園 2・2・4 4 号高茶屋公園 2・2・4 9 号米垣内公園 2・2・5 0 号三重町公園 2・2・5 3 号山垣内公園 2・2・5 4 号南阿漕田公園 2・2・5 5 号半田児童公園 2・2・1 0 1 号高通公園 2・2・1 0 2 号観音寺公園 2・2・1 0 3 号中町第 1 公園 2・2・1 0 4 号中町第 2 公園 2・2・1 0 5 号北口第 1 公園

津都市計画墓園

2 号青溪霊苑

津都市計画下水道

流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

流域関連津市久居公共下水道

流域関連津市河芸公共下水道

流域関連津市香良洲公共下水道

津都市計画ごみ処理場

1 号津市白銀環境清掃センター 2 号津市河芸美化センター

津都市計画火葬場

1 号津市津斎場 2 号津市香良洲斎場

安濃都市計画下水道

流域関連津市安濃公共下水道

安濃都市計画汚物処理場

1 号津市安芸・津衛生センター

亀山都市計画下水道

津市芸濃公共下水道（棕本処理区）

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する

3 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

津市告示第 1 2 1 号

津市収納代理金融機関の指定（平成 1 8 年 1 月 1 日告示第 3 号）の一部を次のように改正し、平成 1 9 年 5 月 2 1 日から施行する。

平成 1 9 年 4 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

表中「株式会社関西アーバン銀行」を削除する。

津市告示第 1 2 2 号

下記の者の平成 1 8 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 1 9 年 4 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号

津市告示第 1 2 3 号

家畜共済危険段階共済掛金標準率等を、農業災害補償法（昭和 2 2 年法律第 1 8 5 号）第 1 1 5 条第 2 項の規定に基づき改定したので津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 6 3 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 4 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

共済目的の種類等	死 廃・病 傷の別	危険段階 区 分	危険指数	危険段階共済掛金 標準率等（％）
乳用成牛	死 廃	1	1.500	15.9
		2	1.263	13.4
		3	1.000	10.6
		標準率		14.0
	病 傷	1	1.200	11.7
		2	1.000	9.7
		標準率		11.6
肥育用成牛	死 廃	1	1.400	4.3
		2	1.000	3.1
		標準率		3.1
	病 傷	1	2.200	4.3
		2	1.000	2.0
		標準率		3.0

適用 この家畜共済危険段階共済掛金標準率等は、平成 1 9 年 4 月 1 日以降、共済掛金期間の開始するものから適用する。

津市告示第 1 2 4 号

津市犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付手数料徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。
平成 1 9 年 4 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

病院名	氏 名	所 在 地
千里ヶ丘動物病院	岡田 謙吾	津市河芸町東千里 5 6 番地 2
棕本動物病院	柴田 勝弘	津市芸濃町棕本 2 6 6 2 番地 1
とよさと動物病院	橋爪 俊裕	津市高野尾町 2 9 9 6 番地 1 4 5
河村ペットクリニック	河村 泰秀	津市栗真町屋町 8 0 9 番地 2
白塚口動物病院	西村 和也	津市栗真中山町 2 6 0 番地の 7
伊東獣医科病院	伊東 定彦	津市大里窪田町 1 0 4 5 番地
西山獣医科	西山 治生	津市一身田町 2 1 7 番地 2
津北動物病院	細野 陽介	津市一身田上津部田 2 0 9 7 番地 1
アニー動物病院	森岡 正樹	津市桜橋 3 丁目 4 3 3 番地
中西獣医科医院	中西 保	津市大谷町 1 3 2 番地 4 1
ルナ動物病院	赤塚 宗久	津市大谷町 1 4 8 番地
イズマ動物病院	出馬 昇	津市洪見町 5 5 4 番地 3 8
こうべ獣医科	山越 健司	津市河辺町 2 1 0 番地
関口犬猫病院	関口 弘之	津市三重町津興 4 3 3 番地
有限会社 YONK	岡本 喜博	津市半田 1 2 0 番地 4
キタ動物病院	喜多 利夫	津市半田 5 2 7 番地 2
村上獣医科	村上 吉毅	津市片田志袋町 3 8 4 番地 1
今田動物病院	今田 京子	津市安濃町妙法寺 1 0 1 0 番地 1 2
南ヶ丘動物病院	奥田 昌広	津市垂水 8 8 7 番地 7
佐藤獣医科	佐藤 忠男	津市高茶屋 6 丁目 1 番 4 6 号
高橋獣医科医院	高橋 松人	津市久居野村町 4 3 0 番地 3 7
白井犬猫病院	白井 茂雄	津市久居新町 7 6 8 番地 6
はぎの動物病院	萩野 俊之	津市久居射場町 1 2 3 番地

ひさい動物クリニック	東郷 周市	津市久居中町 5 0 番地 1
すぎもとアニマルクリニック	杉本 貫	津市久居明神町風早 2 5 5 2 番地
北出動物病院	北出 明人	津市一志町田尻 2 番地
石田動物病院	石田 正弘	鈴鹿市磯山 4 丁目 5 番 9 号
野口動物病院	野口 猛	松阪市松崎浦町 9 8 番地 1
おかはな動物病院	岡鼻 英一	松阪市西肥留町 5 9 番地

津市告示第125号

下記の者の平成19年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成19年4月13日

津市長 松田直久

記

[illegible]

津市告示第 1 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定に基づき、松阪市と津市との間における粗大ごみ処理事務の委託を平成 1 9 年 3 月 3 1 日をもって廃止するので、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき、告示する。

平成 1 9 年 4 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

津市告示第 1 2 7 号

平成 1 9 年産の水稻に適用する共済掛金率等を津市農業共済条例第 3 7 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 4 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

農作物共済（水稻）共済掛金率等一覧表

農作物共済の共済目的の種類等			法第 1 0 7 条第 4 項の規定による危険段階別	単位 当たり共 済金 額	共 済 掛 金 率	農 家 負 担 共 済 掛 金 率
水 稻	法第 1 0 6 条第 1 項第 1 号 に規定す る金額を 共済金額 とする農 作物共済	1 0 0 分 の 3 0	1 危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均 10.0%以上の組合員等	223	3.085	1.542500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 1.9%以上 10.0%未満の組合員等	223	1.581	0.790500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5%以上 1.9%未満の組合員等	223	1.188	0.594000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の組合員等	223	1.057	0.528500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%未満の組合員等	223	1.028	0.514000
			平成 18 年産の水稻より新しく加入する組合員等	223	1.137	0.568500
		1 0 0 分 の 4 0	1 要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の組合員等	223	1.921	0.960500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 1.9%以上 10.0%未満の組合員等	223	0.984	0.492000

			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	223	0.740	0.370000
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	223	0.658	0.329000
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	223	0.640	0.320000
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	223	0.708	0.354000
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	223	8.042	4.021000
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	223	4.121	2.605000
			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	223	3.097	1.548500
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	223	2.755	1.377500
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	223	2.680	1.340000
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	223	2.964	1.482000
		100分の20	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	223	2.835	1.417500
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上から10.0%未満の組合員等	223	1.453	0.726500

			3	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産ま での水稲の被害率の平均 が 0.5%以上から 1.9%未 満の組合員等	223	1.092	0.546000
			4	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産ま での水稲の被害率の平均 が 0.001%以上から 0.5% 未満の組合員等	223	0.971	0.485500
			5	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産ま での水稲の被害率の平均 が 0.001%未満の組合員 等	223	0.945	0.472500
				平成 18 年産の水稲より新 しく加入する組合員等	223	1.045	0.522500
	法第 15 0 条の 3 の 3 第 1 項に規定 する金額 を共済金 額とする 農作物共 済	1 0 0 分 の 1 0	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産ま での水稲の被害率の平均 が 10.0%以上の組合員等	223	8.444	4.222000
			2	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産ま での水稲の被害率の平均 が 1.9%以上から 10.0% 未満の組合員等	223	4.327	2.163500
			3	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産ま での水稲の被害率の平均 が 0.5%以上から 1.9%未 満の組合員等	223	3.252	1.626000
			4	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産ま での水稲の被害率の平均 が 0.001%以上 0.5%未満 の組合員等	223	2.893	1.446500
			5	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産ま での水稲の被害率の平均 が 0.001%未満の組合員 等	223	2.814	1.407000
				平成 18 年産の水稲より新 しく加入する組合員等	223	3.112	1.556000

津市公告第 5 0 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告する。

平成 1 9 年 4 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 1 9 年度下建公補第 1 号
合流式下水道緊急改善事業放流渠築造工事
- (2) 工事場所 津市丸之内ほか 2 町地内
- (3) 工事概要 内径 1 , 3 5 0 mm ヒューム管推進工 5 2 8 m
立坑工 2 箇所
組立マンホール工 1 箇所
附帯工 1 式
- (4) 工期 本契約の締結の日から 2 5 0 日間
- (5) 予定価格 2 6 6 , 9 9 6 , 0 0 0 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 1 8 年 1 月 1 日施行。以下「要領」という。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 本市の区域内に本店を有する者
- (5) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条に規定する特定建設業の許可（土木一式工事業）を受けている者
- (6) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登録されている者
- (7) 土木一式工事に係る格付区分が A 1 の者
- (8) 本件工事に土木一式工事の監理技術者を専任で配置できる者（入札参加申請時において他の工事等との重複をしていないこと）
- (9) 本工事のうち推進工事の施工現場に予定された推進工事技士を配置できる者

- (10) 過去 10 年間（平成 9 年度以降）に受注した推進工事の元請としての施工実績（共同企業体による工事の場合は、代表者又は構成員の実績）を有する者

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成 19 年 4 月 2 日（月）から 13 日（金）まで
(2) 配付場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（059-229-3122）又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成 19 年 4 月 2 日（月）から 13 日（金）まで

イ 提出場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（059-229-3122）

ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けない。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 土木一式工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者（3 ヶ月雇用関係が継続していること。）に係る監理技術者資格者証の写し（平成 16 年 3 月 1 日以降に交付されたものについては、監理技術者講習修了証の写しも添付のこと。）

オ 推進工事の工事現場に係る配置予定技術者の資格（推進工事技士登録証）を有するものの写し、及び当該配置予定技術者との雇用関係が確認できるものの写し

カ 上記 2（10）に規定する施工実績を証する書類（工種、工期、請負金額、工事内容等）

キ 施工計画書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成 19 年 4 月 2 日（月）から 5 月 7 日（月）まで

イ 閲覧場所 津市財務部契約財産課工事契約担当及び津市都市計画部久居工事事務所

(2) 購入

ア 購入期間 上記（1）アに同じ

イ 購入場所 津市半田 1 4 1 番地
アサヒ感光社 (059-226-5214)

6 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）並びに設計図書購入の領収書の写し等を指定された封筒に封入の上、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成 1 9 年 5 月 7 日（月）まで

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 津中央郵便局留 津市役所契約財産課宛

7 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成 1 9 年 5 月 9 日（水）午後 1 時 3 0 分から

(2) 場所 津市庁舎 7 階入札室

8 入札保証金

入札の際に入札価格の 1 0 0 分の 3 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 1 5 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

9 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 2 7 条第 1 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第 2 8 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

1 0 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 3 者を選定し、該当者に連絡する。

1 1 入札の無効

要領第 1 5 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1 2 最低制限価格

規則第 1 2 条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

1 3 その他の注意事項

(1) 入札書は、指定した封筒に入れ、封印し、開札日時、工事件名、入札者

の住所、商号（名称）を記入すること。

(2) 前金払 有

(3) 部分払 無

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

(6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

津市公告第 5 1 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告する。

平成 1 9 年 4 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 1 8 年度下施公補第 9 号
乙部ポンプ場（新館）1 号ポンプ設置工事
- (2) 工事場所 津市港町地内
- (3) 工事概要 1 号雨水ポンプ 口径 1 , 2 0 0 mm 1 台
1 号雨水ポンプ用原動機 1 台
1 号雨水ポンプ用減速機 1 台
上記の機器等の製作・据付工事 1 式
- (4) 工期 本契約の締結の日から 2 4 0 日間
- (5) 予定価格 2 2 6 , 7 2 8 , 0 0 0 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 1 8 年 1 月 1 日施行。以下「要領」という。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 愛知県、岐阜県、又は三重県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- (5) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条に規定する特定建設業の許可（機械器具設置工事業）を受けている者
- (6) 津市競争入札参加資格者名簿において機械器具設置工事を希望業種として登載されている者
- (7) 審査基準日が平成 1 6 年 1 0 月 1 日から平成 1 7 年 9 月 3 0 日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の機械器具設置工事の総合評定値について、本市の区域内に本店を有する者にあつては 8 0 0 点以上

の者、それ以外の者にあつては１０００点以上の者

- (8) 本件工事に機械器具設置工事の監理技術者を専任で配置できる者（入札参加申請時において他の工事等との重複をしていないこと）
- (9) 過去１０年間（平成９年度以降）に本件工事と工事内容、規模が類似する工事の元請としての施工実績（共同企業体による工事の場合は、代表者としての実績に限り、規模については出資比率による。）を有する者

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成１９年４月２日（月）から１３日（金）まで
- (2) 配付場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（０５９-２２９-３１２２）又は
津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 提出期間 平成１９年４月２日（月）から１３日（金）まで
 - イ 提出場所 津市財務部契約財産課工事契約担当（０５９-２２９-３１２２）
 - ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けない。
- (2) 提出書類
 - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
 - イ 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可証の写し
 - ウ 審査基準日が平成１６年１０月１日から平成１７年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - エ 配置予定監理技術者（３ヶ月以上雇用関係が継続していること。）に係る監理技術者資格者証の写し（平成１６年３月１日以降に交付されたものについては、監理技術者講習修了証の写しも添付のこと。）
 - オ 上記２（９）に規定する施工実績を証する書類（工種、工期、請負金額、工事内容等）
 - カ 施工計画書
- (3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧
 - ア 閲覧期間 平成１９年４月２日（月）から５月７日（月）まで
 - イ 閲覧場所 津市財務部契約財産課工事契約担当及び津市都市計画部久居工事事務所
- (2) 購入
 - ア 購入期間 上記（１）アに同じ

イ 購入場所 津市半田 1 4 1 番地
アサヒ感光社 (059-226-5214)

6 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）並びに設計図書購入の領収書の写し等を指定された封筒に封入の上、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成 1 9 年 5 月 7 日（月）まで

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 津中央郵便局留 津市役所契約財産課宛

7 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成 1 9 年 5 月 9 日（水）午後 2 時 3 0 分から

(2) 場所 津市庁舎 7 階入札室

8 入札保証金

入札の際に入札価格の 1 0 0 分の 3 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 1 5 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

9 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 2 7 条第 1 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第 2 8 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

1 0 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 3 者を選定し、該当者に連絡する。

1 1 入札の無効

要領第 1 5 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1 2 最低制限価格

規則第 1 2 条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

1 3 その他の注意事項

(1) 入札書は、指定した封筒に入れ、封印し、開札日時、工事件名、入札者

の住所、商号（名称）を記入すること。

(2) 前金払 有

(3) 部分払 無

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

(6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

津市公告第 5 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 4 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 3 月 2 9 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 4 月 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	広明町	柴犬	茶色	オス	中	不明	首輪（茶色） リード付 （黒色）

3 公示期間 平成 1 9 年 月 日から平成 1 9 年 4 月 3 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 5 3 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 4 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 4 月 3 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 4 月 6 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 北河路	柴犬	茶色	メス	小	不明	青色の首輪

3 公示期間 平成 1 9 年 月 日から平成 1 9 年 4 月 6 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 5 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

平成 1 9 年 4 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

津市公告第 5 5 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。）

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができます。

平成 1 9 年 4 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

平成 1 9 年 4 月 1 0 日から平成 1 9 年 5 月 1 0 日まで（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第 5 6 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 4 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 4 月 1 0 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 4 月 1 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 安濃町 野口	雑種	白茶	メス	中	不明	テリア系 水玉模様の 首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市選挙管理委員会告示第 58 号

平成 19 年 4 月 8 日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における
投票区の投票管理者を次のとおり変更したので告示する。

平成 19 年 4 月 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

記

投票管理者

投票区	辞任する者	新たに選任する者
第 87 投票区	長脇 世和	伊藤 裕司

津市選挙管理委員会告示第59号

平成19年4月8日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の第25条の規定により告示する。

平成19年4月2日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

記

期日前投票管理者

第6期日前投票所

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
4月 6日	御 給 亘	藤 田 行 雄

津市選挙管理委員会告示第 6 0 号

平成 1 9 年 4 月 8 日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり変更する。

平成 1 9 年 4 月 7 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

記

投票管理者

投票区	辞 任 す る 者	新 た に 選 任 す る 者
第 3 9 投票区	藤 枝 克 二	大 田 貢

投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

投票区	辞 任 す る 者	新 た に 選 任 す る 者
第 6 7 投票区	伊 藤 文 夫	橋 本 剛 至

津市選挙管理委員会告示第61号

平成19年4月23日執行予定の波瀬財産区議会議員選挙における候補者の
届出等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定める。

平成19年4月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

提出すべき場所 津市役所波瀬出張所

津市選挙管理委員会告示第62号

平成19年4月23日執行予定の波瀬財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成19年4月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

交付場所 津市役所波瀬出張所

津市選挙管理委員会告示第63号

平成19年4月23日執行予定の波瀬財産区議会議員選挙における選挙長の
行う告示は、津市役所波瀬出張所の掲示場に掲示してこれを行う。

平成19年4月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

津市選挙管理委員会告示第64号

平成19年4月23日執行予定の波瀬財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

平成19年4月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 選挙長
住 所
氏 名 徳 田 博 之
- 2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者
住 所
氏 名 清 水 利 昭

津市選挙管理委員会告示第65号

平成19年4月23日執行予定の波瀬財産区議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関し、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成19年4月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成19年4月17日（年齢については、平成19年4月23日とする。）
- 2 登録を行う日
平成19年4月17日
- 3 縦覧に供する期間
平成19年4月18日

津市選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により平成19年4月17日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成19年4月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市水道局告示第6号

津市水道事業の収納取扱金融機関の指定について（平成18年水道事業告示第2号）の一部を次のように変更したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

平成19年4月10日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

「株式会社関西アーバン銀行」を削除する。

附 則

この告示は、平成19年5月21日から施行する。